

立案の現場から



第一部第二課
(総務・地方創生担当)

金谷 翼

平成21年1月 入局／労働担当
平成22年7月 環境等担当
平成25年7月 海外留学
(南カリフォルニア大学法科大学院)
平成26年7月 環境等担当
平成27年1月 文部科学等担当
平成29年7月 農林水産担当
令和 2年7月 現職

緊要な法整備の依頼に应运 ～アフリカ豚熱対策の法改正～

衆議院議員が提出する法律案、すなわち「衆法」は、新たな社会問題に対し、与野党が一致し、緊急的な法整備をする際に活用されることがあります。

令和2年の通常国会で提出された家畜伝染病予防法改正案は、その一例です。令和元年末、致死率の高い豚の伝染病であるアフリカ豚熱は、アジア諸国で拡大し、国内では未確認ながら空港検疫で輸入豚肉製品にアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が確認されるなど、水際までできていました。治療法もワクチンもないアフリカ豚熱が国内で発生した場合には速やかに周辺の飼養豚を殺処分するしかない一方、その根拠法がない状況にありました。

令和元年12月、この殺処分を可能とする法整備を一刻も早く実

現したいという議員からの依頼を受け、翌月の法案提出を目指した立案作業が始まりました。この殺処分は、憲法29条で保障された財産権を制約するものであるため、限られた時間の中でも課全体で慎重に検討をしました。それとともに、課長が依頼者の意思が正確に反映できているかや現行法との整合性についての検討を、課長補佐が政府との調整を、私が条文の明確性の検討を中心に進めました。これまで職員として蓄積した能力が試される場面でした。

年末年始も含め、作業を急ぎ、今年の1月初めに条文が完成しました。条文の完成後は、依頼議員による関係議員への説明への随行や、党内手続用のわかりやすい説明資料の作成。速やかな法案の成立の前提となる国会議員の合意形成を側面支援する場面です。

各党の党内手続を経て、本法案は、衆参両院でそれぞれ全会一致で可決され、依頼から約2か月後の1月30日に成立しました。通常国会の冒頭で議員立法が成立するのは異例のことです。目前に差し迫った危機に対応しようという国会議員の一致した「想い」の現れであり、アフリカ豚熱の国内での発生前に法律が施行され、「間に合った」と安堵したことを鮮明に覚えています。

議員立法の立案を補佐する法制局の職務は、多様な国政上の課題について、国会議員の立法活動をサポートすることにより、公共の利益の実現に貢献できることが魅力です。特に衆議院法制局は、切迫した社会問題に対応するための緊要な法整備に携わることが多く、挑戦がいのある職場だと思います。

国政上の多様な課題に対し、衆議院法制局職員として一緒に向き合ってみませんか。

人口減少は我が国の抱える難問の一つ。特に地方の人口減少傾向は顕著であり、2050年には全国の約半数の地域で人口が50%以上減少すると試算されています。私が第一部第二課(総務担当)で立案を補佐した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、まさに地方の人口減少に対応しようというものでした。

地方の窮状を目の当たりにしている依頼議員の、本法案にかけられる情熱は相当なもの。依頼議員のアイデアが現行法体系の枠にとられない斬新なものであったため、どうすればそれを実現できるか、あれこれ知恵を絞っては提案することを繰り返し、週に何回も依頼議員との打合せを行って依頼議員の納得のいく仕組みを作り上げていきました。

そうしてできた本法のスキームは、関係府省庁が内閣府・総務省・中小企業庁・厚生労働省にまたがるものとなり、各担当者と様々な場面で協議・調整を行う必要がありました。条文の草稿を作成しては各府省の意見を聴いてとりまとめ、相違点を調整して双方が納得のいく条文に仕上げていく作業は、時間がかかることはもちろん、相当に神経をすり減らす作業でもありました。

そのような過程を経てようやく条文化された後は、野党側に法案が提示され、与野党共同提出とするべく協議が行われました。国会会期末が迫るなか、協議の過程において、あるときは与党側の説明者として野党の会議に出席し、あるときは野党側の提案を法案に盛り込むための修正案を作成するなど、与野党双方の意向

第五部第二課
(厚生担当)

関 涼

平成29年4月 入局
議院運営・懲罰
震災復興等担当
平成30年4月 総務・地方創生担当
令和 2年7月 現職



我が国が抱える難問への挑戦 ～特定地域づくり事業推進法～

に配慮しつつ、共同提出を目指す議員を最大限サポートしました。

その後の国会審議においても、衆参両院で提出者の答弁を補佐するため、答弁案作成や委員会陪席などを行い、令和元年秋の臨時国会会期末に無事成立しました。

本法案は、依頼当初の政策構想段階から成立まで約一年間にわたり高い密度で関わることができ、また、関係府省庁との折衝や与野党協議など難しい局面を乗り越えたものでもあったため、成立したときの達成感はひとしおでした。議員立法の立案は、その過程では難しい局面に遭遇することも多々ありますが、法律として成立すると我が国の制度の一つになる、重みのある仕事です。この仕事の達成感を味わってみませんか。